



行政区画の編成及び区役所の位置

答 申 書

平成22年4月13日

熊本市行政区画等審議会

1. 審議の経過

平成22年4月13日

熊本市長 幸 山 政 史 様

熊本市行政区画等審議会
会長 桑原 隆広



行政区画の編成及び区役所の位置について（答申）

平成21年11月2日付け政指発第000213号で諮問のあった熊本市の行政区画の編成及び区役所の位置について、次のとおり答申します。

第1回 第2回 第3回	・合併協議会での協議結果の報告について ・「合併特例区」と「指定特定都市の区制」について ・区役所の機能について ・行政区画の編成及び区役所の位置の検討に当たっての基準について
第4回 第5回 第6回	「指定特定都市の「行政区画の編成、区役所の位置の基準」を参考に、本協議会がどのような基準を作成するかの意思を行い、次期協議会では、事前に事務局に基準作成のたたき台を作成してもらい、それについて審議を行うこととした。また、小学校区に準拠に判断しないことや既存施設を最大限活用することを確認した。
第7回 第8回 第9回	・行政区画の編成の検討に当たっての基準の決定について ・区役所の位置の検討に当たっての基準の決定について
	「行政区画の編成の検討に当たっての基準」と「区役所の位置の検討に当たっての基準」について、審議を行い、本協議会としての基準を決定した。今回決定した基準に基づき、行政区画及び区役所の位置についてのたたき台を作る作業を、事務局に依頼し、次のたたき台について、審議することとした。

答申に当たって

本審議会は、平成21年11月2日に「行政区画の編成」及び「区役所の位置」について、熊本市長から諮問を受けた。

諮問事項は、熊本市が平成24年4月1日の政令指定都市移行を目指していくうえで、市民の日常生活に密接に関係する事項であり、今後のまちづくりに大きく影響する重要な事項である。

本審議会では、合計9回の会議を開催するとともに、区役所候補地などの現地視察を行うなど、慎重な審議を行ってきた。また、第5回審議会において決定した「5区と6区の2つの検討案」を公表し、パブリックコメントや住民アンケート、市内及び合併町での19回の住民説明会や10回の出前講座での説明会を行うことで、住民意見を聴取し、その結果をもとに議論を重ね、住民意見の反映に努めてきたところである。

その結果、本市における「行政区画の編成」及び「区役所の位置」について、本審議会として結論を得たものである。

本審議会は、新たに設置されることとなる行政区が、それぞれの個性や特色を生かしながらまちづくりを競い合い、政令指定都市熊本全体の発展につながっていくことを期待するとともに、5つの区役所が設置されることにより市民サービスが一層向上し、市民が政令指定都市熊本を身近に感じることができるようになることを切に願うものである。

1. 審議の経過

審議会	会議内容
第1回 平成21年 11月2日	・委嘱状交付 ・会長及び副会長選出 ・諮問 ・会議の運営について ・政令指定都市制度について（概要説明） ・スケジュールについて ・行政区画の編成及び区役所位置の検討に当たっての留意点について ・合併市町村の概要について ・合併協議会からの協議結果及び報告について
政令指定都市制度の概要や合併協議会での決定事項の報告などについて、事務局から説明を受け、合併した3町の施設や市の施設などを見る現地視察を行うこととした。	
現地視察 平成21年 11月23日	合併町の役場や市の総合支所、市民センターなどの視察を行い、合併町の状況や既存施設の概要について説明を受けた。
第2回 平成21年 11月24日	・合併協議会での協議結果の報告について ・「合併特例区」と「政令指定都市の区制」について ・区役所の機能について ・行政区画の編成及び区役所の位置の検討に当たっての基準について
既存の政令指定都市の「行政区画の編成、区役所の位置の基準」を参考に、本審議会としてどのような基準を作成するかを審議を行い、次回審議会では、事前に事務局に基準のたたき台を作成してもらい、それについて審議を行うこととした。また、小学校区は基本的に分断しないことや既存施設を最大限活用することを確認した。	
第3回 平成21年 12月3日	・行政区画の編成の検討に当たっての基準の決定について ・区役所の位置の検討に当たっての基準の決定について
「行政区画の編成の検討に当たっての基準」と「区役所の位置の検討に当たっての基準」について、審議を行い、本審議会としての基準を決定した。今回決定した基準に基づいた区割り及び区役所の位置についてのたたき台を作る作業を、事務局に依頼し、次回はそのたたき台について、審議することとした。	

第4回 平成21年 12月22日	・ 熊本市における行政区画の編成について ・ 熊本市における区役所の位置について
事務局から出された区割り及び区役所の位置についてのたたき台2案（5区案、6区案）について、審議した。次回は、各委員の考えを聞いたうえで、審議会として市民に示す区割りと区役所の位置の素案についての意見の集約を行うこととした。	

第5回 平成22年 1月5日	・ 熊本市における行政区画の編成について ・ 熊本市における区役所の位置について
区割りのたたき台に対する委員一人ひとりの意見確認を行い、前回示された2案（5区案、6区案）で、住民説明会、パブリックコメント、住民アンケートを行い、地域住民の意見聴取を行った。次回は、その結果を基に審議を行うこととした。	

パブリックコメント（1/8～2/7） 住民アンケート（1/22～1/31） 住民説明会（1/26～2/4）	
---	--

第6回 平成22年 2月22日	・ 行政区画の編成及び区役所の位置について
住民説明会、パブリックコメント、住民アンケートの結果や各団体、各地域から出された要望書、提案書について、事務局からの報告があった。その後、審議を進めていく中で、第3回審議会で決定した基準は、今後の審議においても尊重していくことを確認した。また、委員に対しては、パブリックコメントなどによって出された住民の意見や本審議会に提出された要望・陳情などを踏まえて、区割り案の修正案や代替案の具体的な提案を求め、それらを含めて次回以降の審議を進めることとした。これを受けて2名の委員から4区案の提示があった。	

第7回 平成 22 年 3 月 29 日	・ 行政区画の編成及び区役所の位置について
委員から区割り案等についての修正案や代替案が提案され、その考え方についての説明が行われた後、提案された3、4、5、6区案についての審議を行った。 ①3区案については、支持する委員がなかったため検討の対象から外すこととした。 ②6区案については、以前、賛成していた委員が他の案を支持したため、検討の対象から外すこととした。 ③4区案については、財政面や住民サービスの面などについて、審議を行った結果、支持する委員が3名と少数であったことから検討の対象から外すこととした。 ④5区案については、4案のうち、類似するものを整理して3案とし、旧植木町の取り扱いや区の人口、面積などについて、論議を行った。次回においては、この3案について審議を行うこととした。	

第8回 平成 22 年 4 月 6 日	・ 行政区画の編成及び区役所の位置について
5区案①(原案)、5区案②、5区案③の3案について審議を行い、意見が出尽くした中で、まず、他の2つの案とは離れている5区案②について、採決が行われ、賛成者が3名だったことから検討対象から外すこととした。次に5区案①について、採決が行われ、出席委員 25 人のうち、15 人の委員の賛成により、5区案①が審議会としての区割り案とすることが決定した。 その後、区役所の位置について、5区案①の案と違う意見が出されたため、5区案①の原案どおりでよいかの採決が行われ、12 人の委員及び議長の賛成により出席委員の過半数となり、区役所の位置も原案どおり決定した。	

第9回 平成 22 年 4 月 13 日	・ 「行政区画の編成及び区役所の位置についての答申（案）」について
「行政区画の編成及び区役所の位置についての答申（案）」について審議が行われ、審議の結果、答申書を承認した。	

2. 熊本市における行政区画編成の検討に当たっての基準について (第3回審議会で決定)

政令指定都市になれば、行政区（区）を設置することになり、市役所本庁は、市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などの業務や広域的な業務、個別の専門性が必要な業務などを行うことになり、区役所ではこれまで本庁でしかできなかったような業務を含め、直接市民を対象とする日常生活に密着した業務を行うことになる。

このようなことから、市役所本庁＝県並み、区＝市並みの役割を果たすようになることから、区は、まちづくりの単位として市並みの一定規模が必要となってくる。

区の編成に当たっては、人口規模、面積規模、地形・地物、地域コミュニティなどに留意し、また、それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過なども考慮する必要がある。

①人口規模

区の人口規模を考えるに当たっては、行政効率や財政負担について考慮するとともに、きめ細やかな行政サービスの提供と地域の個性や特性を生かした区単位での市民協働によるまちづくりを行っていくことを考える必要があり、既存政令指定都市の例についても合わせて考えた場合、熊本市における区の人口規模は、10万人から15万人程度が一つの目安と考えられる。

既存の政令指定都市では、1区あたりの人口規模にばらつきがあるものの、10万人から15万人の人口規模の割合が最も多くなっている。(29.9%)

②面積規模及び地形・地物

面積規模は、市民の利便性や一体感の醸成等の観点から、区役所までの時間距離に配慮した面積規模が望ましいが、地形や人口密集度等のさまざまな状況があることから、他の基準との関係で必要がある場合に考慮するものとする。

また、区の境界については、地域の歴史的な形成にも関わってきた山林、河川、鉄道、主要道路などの明瞭な地形・地物なども考慮する必要がある。ただ、橋や地下道などにより交流が進んでいることもあり、必ずしも分断要素とはならない地域があることにも配慮する必要がある。

③地域コミュニティ及び通学区域

区における住民自治を尊重する観点から、地域コミュニティの中心的組織として機能している自治会・区長会の組織については、分断しないよう配慮する。また、熊本市においては、17ヶ所の地区公民館にまちづくり交流室を設置し、所管区域の市民協働による地域づくり活動の支援や推進を行っており、その活動単位の大幅な再編成を必要としない区の編成とするものとする。

小学校の通学区域については、分断をしないものとする。中学校の通学区域については分断しないことが望ましいが、小学校区を分断する中学校区が数多くあるため、なるべく配慮するものとする。また、市民の日常生活圏域にも配慮する必要がある。

④公共機関の所管区域及び選挙区（国）

市民の利便性や行政の効率性の観点から、区の区域は、国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいが、各所管区域が一致していないため、全てと整合性を図ることは困難であり考慮するにとどめる。

また、国会議員の選挙区については、一部小学校区を分断している地域などの問題もあるが、一定の考慮が必要である。

3. 熊本市における区役所位置の検討に当たっての基準について (第3回審議会で決定)

熊本市は、区役所をきめ細かな行政サービスを提供する区の拠点として位置づけ、住民生活に密接に関連する事務を総合的に処理できる体制をとり、区役所で窓口サービスが完結するような区役所の体制をとることとしている。

一般的に言われる産業振興等の業務を行う大区役所制の体制をとることで、区役所設置により、住民の利便性を向上させることとしている。

大区役所制とする場合には、区役所で行う事務数が増えるため、区役所を利用する市民も多くなり、また、区役所に200～250名程度の職員を配置する必要があることから、区役所の敷地面積・庁舎の延床面積は、一定の規模が必要となる。

平成15年以降、政令指定都市に移行した市において、移行時に新設された区役所の庁舎規模は、以下のとおりである。

都市名	区名	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	構造
さいたま市	西区	6,774.85	4,820.05	鉄骨 3階
	北区	7,420.00	3,110.40	プレハブ鉄骨 3階
	見沼区	6,070.44	5,719.85	プレキャストコンクリート 2階
	桜区	4,867.24	3,401.32	プレハブ鉄骨 4階
	南区	6,005.90	4,516.14	鉄骨 4階
	緑区	3,875.45	4,729.65	鉄骨 3階
静岡市	駿河区	4,761.31	5,543.13	鉄骨 4階
浜松市	南区	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート 3階
	東区	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート 3階
	西区	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート 3階

※堺市は整備済み、新潟市、岡山市はすべて既存施設（民間施設）活用

最近、政令指定都市に移行した都市の新設区役所の延床面積の平均は約4,500㎡、敷地面積の平均は、約6,000㎡となっている。

①区役所の施設規模

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるため、職員の配置数にもよるが、他都市の新設区役所の例を参考にし、人口10～15万人の区の区役所の延床面積は、4,500㎡を目安とする。

区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要があるため、他都市の新設区役所の例を参考にし、区役所の敷地面積は、6,000㎡以上を目安とする。

②既存施設の活用

政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

③用地確保の可能性

政令指定都市移行までの限られた期間内に、適当な規模の用地が確保できることが必要である。

④交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件のよい位置が望ましい。

ただし、熊本市の主要道路やバス路線は、中心市街地から放射線状に伸びており、区割りをした場合の区内の交通条件はあまりよくないことも考えられるため、区役所への交通アクセスを確保するための、区内を循環するコミュニティバス等の導入について検討する必要がある。

⑤市民の日常生活における利便性

市民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている場所が望ましい。

熊本市では、平成 21 年 3 月に熊本市の都市計画分野の長期的な方針となる第 2 次都市マスタープランを策定し、プランにおいて、「中心市街地」のほか、商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な機能が集積した地域を「地域拠点」を定めており、市民の日常生活の利便性の観点から考えると、区役所は、「中心市街地」や「地域拠点」に設置することが望ましい。

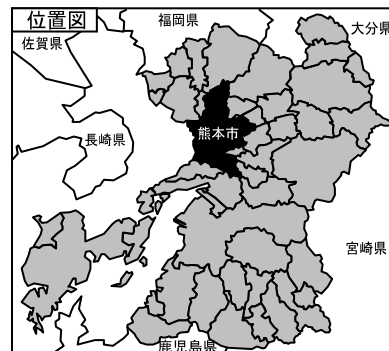
4. 行政区画の編成及び区役所の位置についての結論

- ・ 行政区画の編成については、熊本市の区域を5つの行政区に分け、その区域は、次のとおりとすることが適当である。（なお、各行政区の名称は、便宜上、A 区、B 区、C 区、D 区、E 区とする。）
- ・ 各行政区の区役所の位置は、次のとおりとすることが適当である。

区名（仮称）	区域（小学校区）				区役所の位置
A 区	清水 楠 楡木 植木 桜井	龍田 麻生田 川上 山本 山東	城北 武蔵 西里 田原 田底	高平台 弓削 北部東 菱形 吉松	植木総合支所 熊本市植木町岩野238-1
B 区	古町 池田 城山 小島	春日 白坪 松尾東 中島	城西 高橋 松尾西 芳野	花園 池上 松尾北 河内	西部市民センター 熊本市小島2丁目7-1
C 区	壺川 慶徳 黒髪 出水 白山	碩台 一新 大江 砂取 帯山西	白川 五福 本荘 託麻原 出水南	城東 向山 春竹 帯山	熊本市役所本庁舎 熊本市手取本町1-1
D 区	画図 若葉 託麻西 月出 長嶺	健軍 尾ノ上 託麻北 健軍東 桜木東	秋津 西原 桜木 託麻南	泉ヶ丘 託麻東 東町 山ノ内	税務大学校熊本研修所 隣接地 熊本市東本町13-6
E 区	日吉 田迎 飽田南 奥古閑 杉上	川尻 城南 飽田西 川口 隈庄	力合 田迎南 中緑 日吉東 豊田	御幸 飽田東 錢塘 富合	富合総合支所 熊本市富合町清藤405-3

※上記の小学校区は、小学校の通学区域である。

行政区画の編成及び区役所の位置



植木総合支所

A区	
人口(人)	面積(km ²)
145,656	115.65

西部市民センター

B区	
人口(人)	面積(km ²)
97,212	88.04

税務大学校 熊本研修所隣接地

D区	
人口(人)	面積(km ²)
185,959	50.32

熊本市役所本庁舎

C区	
人口(人)	面積(km ²)
177,792	25.33

富合総合支所

E区	
人口(人)	面積(km ²)
121,359	110.02

5. 本答申の考え方

(1) 行政区画の編成について

行政区画の編成に当たっては、第3回行政区画等審議会で決定した「行政区画編成の検討に当たっての基準」に定める、①人口規模、②面積規模及び地形・地物、③地域コミュニティ及び通学区域、④公共機関の所管区域、選挙区（国）の4項目を基にし、具体的には、

- ・行政サービスの提供において、区間に格差を生じさせないために、10万～15万人程度のバランスのとれた人口規模にすること
- ・住民と行政が身近な結びつきのもとに連帯して、地域の特性を生かした一体感のある区のまちづくりを行っていくために、所管区域の市民協働による地域づくり活動の支援や推進を行っている公民館の区域をなるべく分断しないこと
- ・小学校の通学区域については、分断をしないこと
- ・保健福祉センターの管轄区域については、なるべく分断しないこと

などを考慮した。

また、住民サービスを低下させないことを最優先に考え、

- ・市が大区役所制を採用し、きめ細やかな住民サービスが市民に身近な区役所で行われること
- ・区役所出張所となる総合支所や市民センターの機能を現行とほぼ同様に維持するためには、職員の配置数から考えると、区の数最大5つとなること
- ・旧富合町・城南町・植木町と合併して政令指定都市を目指す熊本市の新旧市民の一体化を図ること

などにも配慮しながら、住民説明会やパブリックコメント、住民アンケートでの住民意見や、地域団体等からの陳情・要望などもふまえ、審議会において論議を行った結果、行政区画の編成については、5区とすることとした。

【A区について】

東は白川以北から西は金峰山の麓まで、台地で形成される旧熊本市の北部地域に合併した植木町を加えた地域を一つの区とした。

畑作を中心とした農業が盛んで、特にスイカは全国の市町村で第1位の産出額を誇る本市の主産地である。また、植木バイパスから北バイパスといった新たな幹線道路の整備も進み、人とのものの交流が期待される地域でもある。

区の境界については、旧植木町だけで単独区にする案や龍田地域（龍田、楡木、楠、武蔵、弓削）をD区にする案もあったが、①合併後の新旧市民の一体化を図ること、②龍田地域の清水地域（清水、高平台、城北、麻生田）との一体性、③白川上流区域は、消防・警察等で分岐線とされていることなどを考慮し、行政区画の編成を行った。

【B 区について】

金峰山から海岸線までつながった、本市の海と陸の玄関口である熊本港と熊本駅をもつ地域である。

みかん、梨などの果樹の栽培から水稻の生産、また水産業も盛んで地域性豊かな特色のある農水産業が営まれている。

物流の拠点として定着してきた熊本港は、東アジアとの交流の拠点となり、熊本駅においては、新幹線開通に伴う新たな交流の拠点として位置づけられ、地域活性化や観光など、より一層の発展が期待される。

区の境界については、旧飽田町、天明町の地域を、B 区にする案や、花園、城西、池田校区を、C 区に入れる意見があったが、白川下流での分岐、飽田・天明地域と川尻とは、歴史的な一体感があることや、都市計画道路野口清水線（通称：西廻りバイパス）の整備が進んでいることなどを考慮し、行政区画の編成を行った。

【C 区について】

熊本市は、熊本城を中心に同心円に広がった都市であり、市役所や中心商店街が市内全域から利用されることなどの住民の日常生活の利便性を考慮し、中央に1つの区を設けるような行政区画の編成を行った。

その範囲としては、熊本城を中心とした本市の中心地と文教の中心である黒髪地区、大江地区などを含め一つの区とした。

熊本都市圏はもとより県内の中枢拠点としての都市機能が集積し、人とのものの交流の場が創出されている。また、熊本城を核とした中心市街地の活性化にも取り組んでおり、新たなにぎわいの創出が期待される。

【D 区について】

北は託麻地域から南は秋津地域までの本市東部の人口が増加している区域を一つのまとまりとした。

市街地でありながら湧水が湧き出る江津湖は、地域住民の憩いの場であるとともに、日本一の地下水都市を標榜する本市の代名詞にもなっている。また、熊本空港へ向かう幹線道路が整備されており、住環境にも優れ、今後も人口の増加が見込まれる地域でもある。

西原校区から、C 区に入れてほしいとの要望があげられ、委員からもC 区に入れる案もあったが、公民館区域をなるべく分断しないことを考慮し、行政区画の編成を行った。

【E 区について】

白川以南の一部海岸線から新たに加わった城南町までの地域を一つの区とした。

平坦地では、水田農業やなすやトマト等の栽培が盛んに行われており、一方では、

拠点医療機関や、世界的な半導体企業や流通団地、城南工業団地、新幹線車両基地等、本市の製造、運輸業の中核を抱える地域である。

旧富合町と旧城南町の合併2町を抱える地域であり、旧富合町と旧城南町で1つの区としてほしいとの要望もあげられたが、合併後の新旧市民の一体化を図ることや、川尻、天明、富合などの地域の歴史的な一体感などを考慮し、行政区画の編成を行った。

(2) 区役所の位置について

区役所位置の検討に当たっては、第3回審議会で決定した「区役所位置の検討に当たっての基準」に定める、①区役所の施設規模、②既存施設の活用、③用地確保の可能性、④交通の利便性、⑤市民の日常生活における利便性の5項目を基にしたが、特に、財政的な観点から既存施設の活用を最大限に考慮し、また、平成24年4月1日の政令指定都市移行までの限られた期間内の区役所整備のための用地確保の可能性等に配慮し、検討を行った。

また、市町村合併の課題として、周辺地域が衰退していくことへの懸念があげられるが、その観点から考えれば、合併した周辺地域に区役所を設置することが、熊本市全体の振興につながっていくと期待できることもあり、次のように決定した。

【A区】

既存施設の活用と新熊本市の均衡ある発展を考慮し、さらに、法定協議会での審議の結果も踏まえ、植木総合支所とした。

【B区】

既存施設の活用と地域拠点にもなっている西部市民センターとした。

【C区】

既存施設の活用と交通の利便性の観点から市役所本庁舎とした。

【D区】

用地確保の可能性及び地域拠点としての位置づけから税務大学校熊本研修所隣接地とした。

【E区】

既存施設の活用と新熊本市の均衡ある発展を考慮し、富合総合支所とした。

(3) 行政区設置に当たって実現すべき事項

本審議会は、行政区画の編成及び区役所の位置について答申するに当たって、住民説明会やパブリックコメント等で出された意見や要望を踏まえ、区割りによって住民サービスの低下を招かないようできる限りの配慮を行ったところであるが、特に以下の点については、熊本市において今後十分な対応をされることを期待する。

- ①新たに設置される区役所の利便性を確保することを目的として、区内の交通条件のあまりよくない地域のために、行政が主体となり運営する「区バス」を導入すること。導入に当たっては、経路や運行時間に配慮し、高齢者や障がい者をはじめとする多くの市民が利用しやすいバスとすること。
- ②区役所出張所となる総合支所・市民センターの機能を現行と同様に維持すること。
- ③市民生活に密着した住民サービスについては、市民が居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられるようにすること。

6. 審議会での主な意見

(1) 行政区画の編成に関すること

【住民説明会等実施までの意見】

- ・区割りは人口だけでなく、地形・地物なども踏まえて検討していくべきである。
- ・小学校区は分断しないとのことだが、中学校区についても配慮してほしい。
- ・区割りの基本は住民サービスが低下しないことである。
- ・人口規模の10万～15万人程度は一つの目安とあるのは、歴史的な経過など様々な他の要因で、その中に納まらないケースもあり得る。
- ・植木町としては、熊本市と融和した区割りとしてもらいたい。合併したからには熊本市域と一体となったまちづくりが必要であり、市全体の均衡ある発展のためには、区の人口はある程度の規模が必要である。
- ・政令指定都市移行後の消防署の配置を考えると5区がいい。
- ・植木町役場を区役所とすることは法定協議会で約束しているが、熊本市域と一体的な区とすることの約束はしていない。
- ・5区案で言えば北部総合支所のほうが、利便性が高い。
- ・法定協議会では、区割りのエリアについて議論もないし、話もないし、約束事もないという前提で、この審議会は議論を進めていく。
- ・旧富合町、城南町の2町だけで小さな区を作ることには住民の抵抗があり、基準に沿って隣接する旧熊本市域も含めた広い地域の区割りを要望する。
- ・緑川を境とし、また、選挙区も考える中で、城南町と旧富合町で一つの区としたほうがよい。
- ・選挙において、少数の意見がきちんと反映されるように区の数はいくつにしたほうがよい。
- ・区の数が多くなるほど区役所までのアクセス時間が短くなり、市民の利便性が増加するが、逆に施設整備、人件費等が増加し、一定の市民便益当たりのコストが増大し、行政効率が低下する。
- ・区の数が少ない場合、少ないほど費用の増加は小さく抑えられるが、区役所までのアクセス時間が長くなるなどの市民便益が減少し、一定の市民便益当たりのコストが増大し、住民サービスが低下する。
- ・区割りは効率性、合理性のみでなく、周辺地域の発展や地域間の連帯感を考慮し、コミュニティの力を生かすことが必要である。
- ・合併後の新旧市民が一体となる必要がある。
- ・行政の効率化、住民サービスの充実、出張所機能が充実することから考えると5区案が望ましいが、若干修正する可能性もある。
- ・人口規模をもとにした合理性、効率性を重視した区割りということでは、市の周辺部の地域の住民にとっては利便性が低下する。

- ・教育委員会の区域ブロックは、中央、東西南北に分かれており、今回示された5区案とほとんど重なっている。
- ・区割りの線引きについては、地域の住んでいる方のいろいろな意見を聞いてもらいたい。
- ・5区案を基本としながらも線引き及び区役所の位置については市民の意見を聞いて柔軟に修正していくべきである。
- ・将来的に変わることのない自然的、地理的な線引きを区割りの線引きにすることは合理性がある。
- ・地域性や学校の問題などの様々な生活の利便性から見た地域の観点と行政サービスのコストの観点などを考えながら、市民の意見を聴取後、柔軟な審議を行っていくべきである。

【住民説明会等実施以降の意見】

- ・住民説明会、パブリックコメント、住民アンケート、要望書等で、3、4区案を望む内容のものもあるので、そういった案も検討すべきである。
- ・住民説明会の意見を見ると大多数が修正を望んでおり、市民目線で将来の熊本市の区を論じる必要がある。
- ・24万人に近い区は今までの原則を少し外れており無理があるのではないか。
- ・中央部と西部で1つの区とすることは、区のコンセプトが理解できない。
- ・3万人程度の区は、人口が基準から外れている。
- ・龍田地域、飽田・天明地域、西原校区をどのようにするかが、論点となっている。
- ・植木町が単独区という案が出ているが、単独区は望んでおらず、植木町は新熊本市での均衡ある発展を望んでいる。
- ・人口で7倍、面積で5倍の格差のある案はバランスが悪く、面積が広い区は住民の利便性が悪く、区のコンセプトが見えない。
- ・車社会なので、西南部地域の広い面積でも、交通渋滞を考えた場合には、東部や中央地域より交通の利便性はいいと考える。
- ・まちづくりの面で龍田地域は清水、麻生田との結びつきが非常に強い。
- ・東部地区は非常に人口増加が著しく、今後、人口増加が見込まれる龍田地域を同じ区にすることは、将来的に人口のバランスが崩れる懸念がある。
- ・川尻、富合、飽田、天明は川を中心にしたまちづくりを行っており、また、生活圏でも文化圏、商業圏においても、従来から手を組んできたところである。
- ・龍田地域は清水、麻生田と一緒にしてほしい、池田、花園、城西は中央の区に、西原は中央の区にななどの意見が出ている。
- ・新幹線が来るから市街地を活性化しようとしている中、駅のある春日を中央の区からは外さないほうがいい。
- ・植木町役場を区役所にと決めたことが清水地域などの反対につながっており、

区割りのネックになっている。

- ・区割りについては、地理的なもの（白川、山）や地元の自治協議会の意見（龍田地域、花園地域、旧飽託郡）を重視すべきである。
- ・旧飽託郡は一つの括りでまとめたほうがいいのではないか。
- ・住民説明会では龍田市民センターが一番反発の意見が多かったが、区役所の機能などの理解が深まるにつれて、住民の考え方が変わってきている。

(2) 区役所の位置に関すること

【住民説明会等実施までの意見】

- ・既存の市民センター等の施設を最大限活用する方向でお願いしたい。
- ・単に国・県の用地があるからというだけの視点ではなく、区役所は、区のあり方を考える中で一番ベターな場所に設置すべきである。
- ・5区案では、区役所の位置は田迎木原線の御幸近辺が一番妥当だと思う。
- ・高齢者は、どこが区役所になっても今の総合支所・市民センターはバスの便が悪く、今の市役所本庁舎を利用されている方が多い。
- ・植木町役場を区役所にするという法定協議会の決定を尊重すべきである。

【住民説明会等実施以降の意見】

- ・5区案は区役所の位置が問題であり、賛成・反対の意見やメリット・デメリットを含めて十分な論議が必要である。
- ・県内でも多数の市町村合併があったが、中心部だけ栄えて周辺地域が衰退しているのではないかとすることが課題になっており、その観点から考えると周辺部に区役所を設置するのは、熊本市全体の振興につながるのではないか。
- ・4区案の②で田迎木原線と県道神水川尻線の交差点付近に区役所新設の提案をされているが、区役所の位置を決める基準である『既存施設の活用』と『用地確保の可能性』を満たす、具体的な用地の用途はあるのか。
- ・4区案の②は、交通の利便性や商業集積、病院の集積を考えた場合に、優れた場所だと思う。具体的な用途はないが、その付近は市街化調整区域であり、政策的に調整区域を除外するのは可能ではないかと考えている。
- ・初期投資に限ってではあるが、2つの区の区役所を新規に作るとなると財政的にデメリットとなるのではないか。既存施設をなるべく活用すべきである。
- ・富合総合支所を区役所にするという意見は、富合以外の地域からは出てきていない。
- ・歴史的にE区全体の地域性の中心は川尻ではないか。工業的振興の視点の縦軸、横軸の交わりから言っても田迎のほうではないと思う。
- ・A区の区役所を植木にするというのは、住民の理解が得られるのか危惧している。
- ・龍田地域の説明会の状況から、A区の区役所を植木町役場とするのは心配していたが、楠・楡木校区の要望書や委員からの地元の意見の説明があったことで状況が少

し変わったのではないかという印象を受けている。

- ・歴史的なつながりなどの事情を考慮して川尻のフェイス学院のところを区役所としてはどうか。
- ・原案どおりの案で答申となるのは、何のために住民に意見を求めたのかということになりはしないかと思う。
- ・原案どおりの案になったが、市民の意見を踏まえて委員で判断をした結果であると理解している。

(3) その他

【住民説明会等実施までの意見】

- ・区役所で行う住民サービスは、原則どの区役所でも利用できるということなので、サービスの範囲は広がると思う。
- ・第3回に決定した行政区画の編成と区役所の位置の基準を十分尊重すべきである。
- ・行政サービスを低下させないことを最優先にするべきである。
- ・市民センター、総合支所は原則的に今までどおり保持するべきである。
- ・どの区役所においても同じ行政サービスを受けることを可能とするべきである。
- ・交通アクセスに恵まれないような地域に対して、区内を循環するコミュニティバスの導入を検討するべきである。
- ・6区案で出張所の行政サービスを維持しようとするれば、人員増が100人程度必要となり、人件費予算が毎年7億円増となり市民の負担が増える。
- ・単独区、それに近い区割りであれば、合併の前後でたいした差がなく合併の趣旨が実現できない。
- ・高平台から弓削にあたる北東部地域が、植木町役場を区役所にするに抵抗感があると考えたが、北バイパスが完成し、四方寄町付近で3号線に連結されれば、かなりアクセス時間が短縮され、また、北部総合支所なども現行どおり利用可能であれば、便益は改善される。
- ・区役所は限られた数になるので、出先機関を適切に設置し、地域実情に応じた機能を残すことが重要である。
- ・車に乗れない、車を利用しないような一般市民の意見も大切にすべきである。
- ・区間格差を作らない視点が必要である。
- ・区役所の数が少ないほど、財政的にメリットはあるが、まちづくりや住民サービスの面では区役所の数は多いほうがよい。
- ・区役所が増えると財政面で問題である。

【住民説明会等実施以降の意見】

- ・住民意見の集約について、この審議会にどのように取り上げるかどうかは、審議会委員で判断してもらいたい。

- ・区割りの修正案などを審議会の俎上に上げる場合は、委員が提案しなければならない。住民の意見を取り上げるのは委員である。
- ・パブリックコメントや住民説明会でも区バスの意見が出され、コース決めは市民の生活動向調査を行い、利用者の見込める運行体制とする。
- ・住民意見の1つ1つは大事だが、どこかで線引きでの妥協が必要である。
- ・可能な限り市民の意見を取り上げて、市民の意見を基に案を作り上げたという形をとることが必要である
- ・区役所の数が少ないほど、財政的にメリットがあるが、まちづくりや住民サービス面から考えた場合、少なくとも5ヶ所くらいは拠点施設を作るべきである。
- ・居住地の区役所でなければならないという事由が少なくなってきた。
- ・赤字だからと市営バスを民営化する中で区バスが本当に導入されるのかと市民は疑問に思っている。
- ・今日で8回の会議を重ねて、毎回確実に積み重ねてきた部分については、元に戻るような議論はしてはいけない。

参 考 資 料

住民説明会の参加人数

日程	回数	場所	参加人数	質問者数	参加人数 (日計)
1月26日 火	1	市庁舎 14 階	68	16	68
1月27日 水	2	秋津	23	13	113
	3	大江	45	12	
	4	南部	45	11	
1月28日 木	5	龍田	123	13	272
	6	東部	54	6	
	7	花園	95	21	
1月29日 金	8	天明	59	10	103
	9	河内	9	4	
	10	西部	35	5	
1月30日 土	11	城南	337	12	337
2月1日 月	12	植木	298	11	418
	13	北部	120	17	
2月2日 火	14	飽田	22	8	273
	15	富含	206	11	
	16	幸田	45	13	
2月3日 水	17	清水	114	18	163
	18	託麻	49	13	
2月4日 木	19	市庁舎 14 階	55	21	55
合 計			1,802	235	1,802

パブリックコメント

公民館の管轄	合計	5区案	5区案 修正	6区案	6区案 修正	その他の 区案	その他
	898	421		188		181	108
北部公民館 川上、北部東、西里	11	391	30	181	7	1	5
清水公民館 麻生田、高平台、城北、清水	40	4	4	14	0	8	10
花園公民館 池田、花園、城西	142	0	1	0	0	130	11
龍田公民館 弓削、楡木、武蔵、龍田、楠	67	0	2	15	0	8	42
中央公民館 黒髪、城東、壺川、碩台	13	2	3	0	0	6	2
託麻公民館 託麻東、託麻西、託麻北、託麻南 長嶺、西原	16	8	2	0	0	3	3
五福公民館 五福、春日、一新、古町、慶徳 白坪	3	0	0	0	0	0	3
西部公民館 中島、小島、池上、松尾西 松尾東、松尾北、城山、高橋	1	0	0	0	0	1	0
大江公民館 大江、白川、本荘、向山、出水 出水南、白山、春竹、託麻原	27	3	2	4	1	8	9
東部公民館 月出、山ノ内、帯山、帯山西 東町、砂取、健軍東、健軍 泉ヶ丘、尾ノ上	18	6	1	1	2	3	5
秋津公民館 桜木東、桜木、若葉、秋津	8	1	0	1	0	5	1
幸田公民館 田迎、田迎南、画図、御幸	13	1	1	6	0	2	3
南部公民館 城南、日吉、日吉東、川尻、力合	18	10	1	0	0	5	2
鮑田公民館 鮑田東、鮑田西、鮑田南	2	0	0	2	0	0	0
天明公民館 川口、銭塘、中緑、奥古閑	6	4	0	1	1	0	0
河内公民館 河内、芳野	0	0	0	0	0	0	0
富合公民館 富合	292	290	0	0	0	0	2
城南町 杉上、隈庄、豊田	161	12	4	134	3	1	7
植木町 吉松、植木、山東、田底、山本 菱形、田原、桜井	60	47	8	2	0	0	3

住民アンケート集計結果

発送数 3,000通 回答数 1,134通 (37.8%)

問1 あなたはどちらにお住まいですか。

1 熊本市	1,038	・・・	37.2% (／2,792)	} 回答率
2 植木町	58	・・・	45.7% (／127)	
3 城南町	38	・・・	46.9% (／81)	

問2 あなたの性別はどちらですか。

無回答	3	・・・	0.3%
1 男性	518	・・・	45.7%
2 女性	613	・・・	54.0%

問3 あなたの年代はどれですか。

				5区案		6区案		その他	無回答
				よい	修正	よい	修正		
無回答	2	・・・	0.2%	0.1%	0.1%				
1 20歳代	89	・・・	7.8%	4.2%	0.4%	2.5%	0.2%	0.5%	
2 30歳代	166	・・・	14.6%	8.6%	0.8%	3.7%	0.5%	1.0%	
3 40歳代	188	・・・	16.6%	8.4%	1.7%	4.9%	0.8%	0.8%	
4 50歳代	197	・・・	17.4%	9.8%	0.7%	4.3%	1.3%	1.1%	0.2%
5 60歳代	240	・・・	21.2%	13.9%	1.1%	5.0%	0.5%	0.5%	0.2%
6 70歳代	178	・・・	15.7%	9.1%	0.4%	4.8%	0.6%	0.6%	0.2%
7 80歳代	74	・・・	6.5%	3.1%	0.3%	2.1%	0.3%	0.4%	0.3%

問4 「検討案」についてどう思われますか。

無回答	9	・・・	0.8%		
1 5区案がよいと思う	645	・・・	56.9%	} 62.2%	
2 5区案がよいが修正すべき点がある	60	・・・	5.3%		
3 6区案がよいと思う	314	・・・	27.7%	} 32.0%	
4 6区案がよいが修正すべき点がある	49	・・・	4.3%		
5 その他	57	・・・	5.0%		

熊本市行政区画編成等に関する要望・陳情・提案等一覧

要望等者	
政令指定都市移行時の区割りに関する要望書	城南町長 八幡紀雄 城南町議会議長 戸内敏 城南町嘱託員会長 大澤一史
西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書	小島校区第1町内自治会
要望書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三
要望書	富合町合併特例区協議会会長 田中栄信 富合町区長会会長 岩永則勝
第3回熊本市行政区画等審議会開催	
旧北部町の区割りに関する陳情書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三
行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書	城南町まちづくり推進会会長 松岡鶴男
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する陳情書	富合町区長会会長 岩永則勝
行政区画の編成等に関する要望書	花園校区自治協議会会長 大群憲司 城西校区自治協議会会長 岡山 毅
行政区画の編成等に関する陳情書	
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する要望書	富合町まちづくりを考える会会長 野口政之
第4回熊本市行政区画等審議会開催	
「政令都市区割り」に関する要望書	龍田校区自治協議会会長 杉本三高
市が示した「区割りと区役所位置」案は混乱を拡大するだけです。拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を。	日本共産党 熊本地区委員会委員長 重松孝文 日本共産党 熊本市議団団長 益田牧子 議員 上野美恵子 議員 那須円
行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書	自由民主党 熊本市議団団長 江藤正行 公明党 熊本市議団団長 鈴木弘
要請書	日本共産党 楠支部支部長 山部京子
第5回熊本市行政区画等審議会開催	
要望書	清水校区自治協議会会長 坂本一幸
区割りに関する要望書	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信
区割り等に関する要望書	社民・民主・人 市民連合市議団
「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ	平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次
政令指定都市の区割り変更について	西原校区自治協議会 会長 緒方正幸
区割りに関する要望書	平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次
熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ	日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円
熊本市行政区画の編成に関する提案書	公明党熊本市議団 団長 鈴木弘
要望書	田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎南校区自治協議会 会長 村田政時 御幸校区自治協議会 会長 田中保而
パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関する住民意見への日本共産党の見解	日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円
第6回熊本市行政区画等審議会開催	
区割りに関する要望書・陳情書	平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次
納得いかない政令市区割り案に反対する陳情書	「政令市区割りを考える会・武蔵」 代表 山部洋史
第7回熊本市行政区画等審議会開催	
納得いかない区割り案に反対する陳情書	「政令市区割りを考える会・武蔵」 代表 山部洋史
民意を汲んだ「区割り」を行うことを求める申し入れ	日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円
要望書	楠校区自治協議会 会長 岳野保朋 楡木校区自治協議会 会長 梶本年男



政指発第000213号

平成21年11月 2日

熊本市行政区画等審議会会長 様

熊本市長 幸 山 政 史



熊本市の行政区画の編成等について（諮問）

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定に基づき、熊本市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、熊本市行政区画等審議会に意見を求めます。

熊本市行政区画等審議会委員名簿

平成 22 年 4 月 13 日現在

職名	委員区分	氏名	備考	
会長	学識経験者	桑原 隆広	熊本県立大学教授	
副会長	学識経験者	上野 眞也	熊本大学教授	
委員	学識経験者	赤星 香世子	熊本学園大学教授	
		崎元 達郎	熊本大学顧問	
		林 美貴	崇城大学講師	
	市議会議員 町議会議員	竹原 孝昭	熊本市議会議長	～平成 22 年 3 月 1 日
		坂田 誠二	熊本市議会議長	平成 22 年 3 月 2 日～
		江藤 正行	熊本市議会議員	
		上村 恵一	熊本市議会議員	
		牧野 光明	元植木町議会議長	
		戸内 敏	元城南町議会議長	
	住民代表	岩永 則勝	熊本市富合町区長会会長	
		植村 米子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長	
		大久保 太郎	熊本経済同友会代表幹事	
		大澤 一史	熊本市城南地区囑託員会会長	
		織田 幹夫	元熊本市小学校校長会会長	
		新立 順子	熊本市民生委員児童委員協議会会長	
		中尾 保徳	熊本商工会議所会頭	
		堀 義徳	熊本市植木地区囑託員会会長	
		南 景子	城東校区第 1 2 町内自治会長	
		村上 一也	熊本市農業協同組合代表理事組合長	
		森 徳和	熊本市 PTA 協議会会長	
		森 日出輝	熊本市農業委員会会長	
		吉村 一郎	元熊本市社会福祉協議会会長	
		米村 昌昭	熊本市消防団団長	
	関係行政等機関	植木野 史貴	熊本県総務部市町村総室長	～平成 22 年 3 月 31 日
		小嶋 一誠	熊本県総務部市町村総室長	平成 22 年 4 月 1 日～
		池部 正剛	熊本県警察本部警務部参事官	
		喜安 和秀	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長	
		祐名 三佐男	熊本地方法務局首席登記官	